

第7章 要 綱・要 領

目 次

- ・7-1 奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者の処分等に関する事務処理要綱
- ・7-2 奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会要綱
- ・7-3 奈良県広域水道企業団施設又は給水設備の損傷に伴う原因者負担に関する要綱
- ・7-4 受水槽式給水設備から直結給水方式への切替要綱
- ・7-5 3・4階直結直圧給水に関する取扱要綱
- ・7-6 水道直結式スプリンクラー設備の設置等に関する要綱
- ・7-7 私設消火栓の設置に関する要綱

奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者の処分等に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（令和7年3月奈良県広域水道企業団企業管理規程第40号。以下「規程」という。）第4条第1項の指定を受けた奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に対して行う規程第16条及び第17条に規定する処分に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年2月条例第35号）、規程及び奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会要綱において使用する用語の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 事務所長（以下「所長」という。）は、指定工事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行うものとする。

2 所長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するものとする。

3 所長は、当該指定工事業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書（以下「報告書」という。）を作成するものとする。

(文書による注意)

第4条 所長は、当該指定工事業者に対して前条第2項の是正指導をしても改善されない場合、是正するよう文書で嚴重注意を行うものとする。また、前条第3項のてん末書の提出がない場合、当該指定工事業者に対して、てん末書を提出するよう文書で嚴重注意を行うものとする。

(行政処分)

第5条 所長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消し等が必要と認められるときは、企業長に報告するものとする。

(意見陳述の手続等)

第6条 企業長は、前条の報告を受け、当該違反行為の内容が指定取消し等の処分に該当すると認めるときは、審査委員会の開催に先立ち、奈良県広域水道企業団行政手続条例（令和7年2月企業団条例第14号）及び奈良県広域水道企業団聴聞手続規則（令和7年3月奈良県広域水道企業団規則第9号）に定める不利益処分についての弁明の機会の付与又は意見陳述のため聴聞の手続きを行うものとする。

2 弁明の機会の付与にあつては、弁明書の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。

4 聴聞は、主幹課長が主宰する。

5 その他意見陳述のための手続に関しては、奈良県広域水道企業団行政手続条例及び奈良県広域水道企業団聴聞手続規則に定めるところによる。

6 聴聞を終結したときは、速やかに聴聞調査、聴聞報告書及び処分案を企業長へ報告し、委員会の開催の可否について、意見を具申することができる。

(委員会の開催等)

第7条 企業長は、前条の手続を経て委員会の開催の可否を決定する。

2 委員会は、奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会要綱により実施する。

3 委員長が必要と判断したときは、水道技術管理者その他委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

(処分の決定)

第8条 企業長は、前条に規定する委員会の審査結果を基に指定取消し等の処分を決定する。

2 規程第17条に規定する「やむを得ないと認める事情があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 違反行為が故意でなく、悪質でもなく、及びその損害が軽微と認められる場合

(2) その他、企業長が特に認めた場合

(処分の通知)

第9条 企業長は、指定取消し等の処分を行うときは、被処分者に対し当該処分の通知を行うものとする。

2 企業長は、指定取消し等の処分を行う場合には、規程第18条の規定に基づき公示を行わなければならない。

(国土交通大臣への報告)

第10条 企業長は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者が、法に違反する行為を行ったと認めるときは、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

(処分の基準)

第11条 この要綱に定める指定取消し等の処分の基準は、別表のとおりとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指定取消し等の処分に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

※水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「規則」という。)

1 指定要件違反

違反内容		処分内容	根拠条文	関係法令
1	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し	法第 25 条の 11 第 1 項 第 1 号	法第 25 条の 3 第 1 項第 1 号 規則第 21 条
2	国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し		法第 25 条の 3 第 1 項第 2 号 規則第 20 条
3	心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの（精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）であることが判明したとき。	指定取消し		法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イ 規則第 20 条の 2
4	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消し		法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ロ
5	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	即時指定取消し		法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ハ
6	指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	即時指定取消し		法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ニ
7	業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者であることが判明したとき。			法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ
	① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定取消し 又は指定停止 6 月以下		
	② 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止 6 月以下		
	③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止 3 月以下		
	④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止 6 月以下		

⑤ 研修の機会を確保しなかったとき。	文書注意		
⑥ 文書注意に従わないとき。	文書警告		
⑦ 文書警告に従わないとき。	指定停止 3 月以下		
⑧ その他の違反行為（主として企業長の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後企業長の検査を受けなかったとき。）	指定停止 6 月以下		

2 給水装置工事主任技術者選任等義務違反

違反内容	処分内容	根拠条文	関係法令
1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し	法第 25 条の 11 第 1 項 第 2 号	法第 25 条の 4 第 1 項第 2 項 規則第 21 条 第 1 項第 2 項
2 給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止 3 月以下		法第 25 条の 4 第 1 項 規則第 21 条 第 3 項

3 届出義務違反

違反内容	処分内容	根拠条文	関係法令
1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し	法第 25 条の 11 第 1 項第 3 号	法第 25 条の 7 規則第 34 条
2 休止届、廃止届、再開届の届出をしないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し		法第 25 条の 7 規則第 35 条

4 事業の運営基準違反

違反内容	処分内容	根拠条文	関係法令
1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定取消し	法第 25 条の 11 第 1 項第 4 号	法第 25 条の 8 規則第 36 条 第 1 号

2	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止 1 月以下		法第 25 条の 8 規則第 36 条 第 2 号
3	企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止 6 月以下		法第 25 条の 8 規則第 36 条 第 3 号
4	水道法施行令第 6 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止 6 月以下		法第 25 条の 8 規則第 36 条 第 5 号イ
5	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止 3 月以下		法第 25 条の 8 規則第 36 条 第 5 号ロ
6	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録をさせなかったとき、又は、当該記録をその作成の日から 3 年間保存しなかったとき。	指定停止 3 月以下		規則第 36 条 第 6 号

5 工事施行に関する義務違反

違反内容		処分内容	根拠条文	関係法令
1	給水装置の検査の際、企業長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止 3 月以下	法第 25 条の 11 第 1 項第 5 号	法第 25 条の 9
2	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は偽の報告若しくは虚	指定停止 3 月以下	法第 25 条の 11 第 1 項第 6 号	法第 25 条の 10

	資料の提出をしたとき。			
3	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止 6 月以下	法第25条の11 第1項第7号	

6 不正申請

違反内容		処分内容	根拠条文	関係法令
1	不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	即時指定取消し	法第 25 条の11 第1項第8号	

奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（令和7年3月奈良県広域水道企業団企業管理規程第40号。以下、「規程」という。）第19条の規定に基づき、奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 規程第16条の規定による指定の取消し
- (2) 規程第17条の規定による指定の停止

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、水道技術管理者、総務部長、事業部長、財務課長、契約財産課長、計画課長、技術・危機管理課長、事業管理課長及び委員長が指名する職員をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

2 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ関係者又は関係職員の出席を求め、説明もしくは意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

奈良県広域水道企業団道施設又は給水設備の損傷に伴う原因者負担に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年2月条例第35号。以下「条例」という。）第22条第3項の規定に基づき、原因者が水道施設又は給水設備を損傷させた場合における費用の負担について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 水道施設 奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が所有する導水管、送水管、配水管等をいう。
- (2) 給水設備 水道メーター上流側にある給水管及びこれに付属する設備をいう。

(復旧工事)

第3条 原因者は、水道施設又は給水設備を損傷させたときは、直ちに企業団に報告し、企業団の指示に基づき、当該損傷に係る復旧工事を行うものとする。この場合において、原因者が指定給水装置工事事業者でないときは、指定給水装置工事事業者に復旧工事を依頼して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により原因者が復旧工事を行うことができないときは、原因者に代わって企業団（企業団が依頼する指定給水装置工事事業者を含む。第6条第2項において同じ。）が復旧工事を行うことができる。

(誓約書)

第4条 企業団は、損傷を確認した場合、速やかに原因者より誓約書（様式第1号）を徴するものとする。

(費用負担、請求等)

第5条 損傷した水道施設又は給水設備の復旧に要する費用（以下「復旧費」という。）は、原因者が負担する。

2 企業団は、次条の規定により算定した復旧費を原因者に請求するものとする。

3 前項に規定する復旧費の請求は、請求書及び納入通知書により行うものとする。

4 前項に定めるもののほか、復旧費の請求等に関する手続は、奈良県広域水道企業団会計規程（令和7年3月奈良県広域水道企業団企業管理規程第31号）の定めるところによる。

5 原因者は第2項の請求があった場合は、請求のあった日から30日以内に納入しなければならない。

(復旧費の算定)

第6条 復旧費は、修理費、損失水費及び現場対応費の合計額とする。

2 修理費は、第3条第2項の規定により企業団が行った復旧工事に要する費用とする。当該費用は材料費、労力費、運搬費、道路復旧費、機械器具損料及び間接経費の合計額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

3 損失水費は、当該破損により流出した水量及び濁水処理のため排水した水量の対価であって、次の算式により算定した額とする。なお、流失時間は原因者が企業団に報告した時刻から止水時刻までの時間とし、その時間が1時間に満たないとき若しくは既に原因者が応急止水をしたとき又はその時間に1時間に満たない端数があるときは、その時間又は端数を1時間として計算する。

損失水費＝（別表の区分別流出水量×流失時間×条例第 27 条の従量料金）＋
（別表の区分別排出水量×流失時間×条例第 27 条の従量料金）

4 現場対応費は、職員が当該損傷に係る現場状況の確認、修理方法の指示、濁水や断水への対応等に
従事したことに対する費用であって、次の算式により算定した額とする。なお、従事時間について 1
時間に満たないときは 1 時間とし、1 時間以上であり、かつ、1 時間に満たない端数があるときは 15
分単位で算定した時間とする。また、平均時間単価は、公共工事設計労務単価表における特殊作業員
単価（最新の単価）を 8 時間で割り戻した時間当たりの単価として算定した額とする。

現場対応費＝従事時間×平均時間単価

（復旧費の減免）

第 7 条 企業団は、特別な事情があると認めたときは、復旧費を減額又は免除することができる。

（2 次的損害）

第 8 条 断水、流出水等により第三者の人命または財産に損害を与えた場合は、原因者の責任において
処理するものとする。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業団が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第 6 条関係）

1 時間当たりの損失水量算定表

口径 (mm)	破損により流出した水量算定表 (m ³ /時間)		濁水処理のため排水した水量算定 表 (m ³ /時間)
	破損度 1～60%	破損度 61%～100%	
φ 13	3.0	5.0	3.0
φ 20	9.6	16.0	9.6
φ 25	16.8	28.0	16.8
φ 30	26.4	44.0	26.4
φ 40	55.2	92.0	55.2
φ 50	97.8	163.0	97.8
φ 75	204.6	341.0	204.6
φ 100	436.2	727.0	436.2
φ 150	1267.2	2,112.0	1267.2
φ 200	2,702.4	4,504.0	2,702.4
φ 250	4,862.4	8,104.0	4,862.4
φ 300	7,856.4	13,904.0	7,856.4
φ 350	11,788.2	19,647.0	11,788.2

（備考）

1 管径 φ 13 から φ 50 までの流出水量は、ウェストン公式により算出する。

2 管径 φ 75 から φ 350 までの流出水量は、ウィリアム・ヘーゼン公式により算出する。

誓 約 書

奈良県広域水道企業団企業長 様

今回、（所在） の水道管を損傷いたしました。

つきましては、この損傷に伴う奈良県広域水道企業団の修理費、損失水費その他の復旧に要する費用及び損傷等を原因とする損害について負担することを誓約いたします。また、このことについて、第三者に情報提供することに同意します。

年 月 日

（自著又は押印）

所在地

会社名

代表者氏名

電話番号

記入者氏名

電話番号

運転免許証番号 その他（ ）

受水槽式給水設備から直結給水方式への切替要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚生労働省通知「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について（平成17年9月5日付健水発第0905001号）」に基づいて、受水槽式給水設備を直結給水方式に変更する場合に必要な事項を定めるものとする。

(事前確認)

第2条 申込者（委任を受けた指定給水装置工事事業者）は事前に次の各号に掲げる場合に応じ、該当する事項について実施及び確認する。

(1) 更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

ア 既設配管の材質

- * 「給水装置の構造及び材質の基準」（以下、「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面等にて確認し、申請時に確認図面を提出する。
- * 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管及び給水用具に取り替える。
- * 埋め込み等により確認が困難な場合は、申請図面に未確認と明記し、製品の取り替え判断は奈良県広域水道企業団企業長（以下、「企業長」という。）が水質試験及び水圧試験の結果により行う。

イ 既設配管の耐圧試験

- * 耐圧試験における水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、企業長が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

ウ 水質試験

- * 直結給水方式への切替え前において、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者による水質試験を行い、水道法第4条に定める水質基準に適合していることを確認する。
- * 採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。
- * 採水は企業長の指示する場所で行う。
- * 試験項目は、別表 水質検査項目のとおりとする。ただし、企業長が別途水質検査項目を指示した場合は、その項目についても実施する。

(2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料、工法及び施工状況が明らかな場合

ア 既設配管の材質

- * ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法、塗料及び工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書により確認を行う。なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。
- * 上記の書類を申請時に提出する。

イ 既設配管の耐圧試験

- * 耐圧試験における水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、企業長が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

ウ 浸出性能確認の水質試験

- * 適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者による水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
- * 試験項目は、別表 水質検査項目のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。
- * 採水は企業長の指示する場所で行う。

(3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料、工法及び施工状況が確認できない場合

ア 既設配管の耐圧試験

- * 耐圧試験における水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、企業長が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

イ 浸出性能試験

- * ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
- * 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者による水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で5Lの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
- * 水は企業長の指示する場所で行う。
- * 試験項目は、別紙検査項目のほか、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令別表第1の全ての項目を行う。

（給水装置工事の申込み）

第3条 受水槽式給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、改造工事として取り扱う。

2 申込者（委任を受けた指定給水装置工事事業者）は、当該工事に関し次の図書類を入手又は作成し、企業長へ提出する。

図 書 類	前条第1号 の場合	前 条 第 2 号の場合	前 条 第 3 号の場合
給水装置工事申込書	○	○	○
既設配管の材質確認書（図面及び現場確認）	○		
水質試験成績証明書	○	○	○
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写		○	

ライニングによる更生工事施工時の施工計画書		○	
同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
誓約書（様式1）	○	○	○
その他管理者が指示した図書	○	○	○

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係） 水質検査項目

必須項目検査

番号	項 目	基 準 値
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が100以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	塩化物イオン	200mg/L 以下
4	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/L 以下
5	pH 値	5.8以上8.6以下
6	味	異常でないこと
7	臭気	異常でないこと
8	色度	5度以下
9	濁度	2度以下
10	残留塩素	

宅内配管材料が銅管、鉛管、銅管、もしくは不明管の場合は、下記項目についても水質検査を行うものとする。

番号	項 目	基 準 値
1	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下
2	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下
3	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下
4	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下
5	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下
6	蒸発残留物	500mg/L 以下

【様式1】

誓 約 書

奈良県広域水道企業団企業長 様

今回の受水槽式給水設備から直結給水方式への切替工事を申し込むに当たり、切替工事後、給水装置の配管または水質等に問題が生じた場合は当方で全責任を負うとともに直ちに配管の取り換え等必要な措置を講じることを誓約致します。

年 月 日

申 請 者（自署又は押印）

住 所

氏 名

3・4階直結直圧給水に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の3・4階までの部分に直結直圧給水する場合の給水装置の設計及び施工等に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用条件)

第2条 この要綱の適用条件は、次のとおりとする。ただし、奈良県広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）が3・4階直結直圧給水に適しないと判断した場合を除くものとする。

- (1) 分岐可能な配水管の口径は、75以上とする。
- (2) メーターの口径は、20ミリメートル、25ミリメートル、40ミリメートル、50ミリメートル及び75ミリメートルとし、分岐しようとする配水管の口径よりも小口径とする。なお、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条第1項第2号の規定に基づき、計画使用水量に応じたものとする。
- (3) 分岐しようとする配水管の位置において、最小動水圧が各階の基準以上を有すると企業長が認めた場所とする。
- (4) 逆流防止及び給水装置の維持管理のため、メーターの2次側直近にバルブを設置しなければならない。又、逆止弁がない場合は逆止弁を設置しなければならない。

(既設建築物の切替え)

第3条 既設建築物を3・4階直結直圧給水に切替えする場合は、次に掲げるすべての事項を満たさなければならない。この場合において、企業長は、既設建築物の平面図、各階平面図、配管系統図、その他必要とされる書類等の提出を求めることができる。

- (1) 前条の適用条件に適合していること。
- (2) 既設給水装置を使用する場合は、口径、材質、その劣化状態等を調査し、必要に応じ布設替え等の処置を講じること。
- (3) 現行の使用水量、使用状況等を調査し、直結直圧給水への適合性について確認すること。
- (4) 直結直圧給水方式と既設の受水槽式給水装置との併用は認めない。
- (5) 奈良県広域水道企業団要綱「受水槽式給水設備から直結給水方式への切替要綱」に基づいて切替を行うこと。

(事前協議申請及び工事申込み)

第4条 対象建築物に新たに3・4階直結直圧給水を受けようとする者は、給水装置工事の申込みに先立ち、3・4階直結直圧給水事前協議申請書（新規・変更）（様式第1号）を企業長に提出し、回答を受けなければならない。回答を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

- 2 企業長は、前項の申請について回答するときは、3・4階直結直圧給水事前協議回答書（新規・変更）（様式第2号）により行うものとする。
- 3 当該工事の申込者は、前項の回答書により3・4階直結直圧給水を認められた場合において、設計着手前に、この要綱に定める事項について調査を行い、次項に掲げる基準に留意し、企業長と協議しなければならない。また、当該工事を申込むときには、前項の回答書の写し及びこの要綱に定める事項を遵守する旨の誓約書（様式第3号）を同時に提出しなければならない。
- 4 当該工事の申込者は3・4階直結直圧給水を行う場合は、水理計算をおこないメーター口径を決定するものとし、水理計算に用いる設計水圧は目安として0.2Mpaとする。なお、水理計算の方法は、次のとお

りとする。

- (1) 給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径 50 ミリメートル以下の場合は、ウエストン公式により口径 75 ミリメートルについてはヘーゼン・ウィリアムズ公式による。
- (2) 計画使用水量の計算は、同時使用水量（瞬時最大流量）の算定方法により、建物用途、水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮して最適な方法を選択しておこなわなければならない。
- (3) 給水管の管内流速は 2.0m/秒以下とする。

5 既に 3・4 階直結直圧給水を受けている建築物の譲渡が行われた場合において、第 2 項の規定により回答を受けた内容に変更がないときは、譲渡による新たな当該建築物の所有者は、第 3 項の誓約書（様式第 3 号）のみを提出するものとする。

（3・4 階直結直圧給水建築物の所有者の責務）

第 5 条 所有者は、3・4 階直結直圧給水建築物の譲渡又は賃貸を行うときは、この要綱に定めた内容を遵守するよう譲受人又は賃借人に通知しなければならない。

2 所有者は、3・4 階直結直圧給水建築物の用途を変更する場合は、企業長に届け出て、協議しなければならない。

3 所有者は、第 2 条第 4 項に規定するバルブ等について、維持管理をしなければならない。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提出日 年 月 日

奈良県広域水道企業団企業長 様

申請者（自署又は押印）

住 所

氏 名

連絡先

3・4階直結直圧給水事前協議申請書（新規・変更）

下記のとおり、3・4階建て建築物へ直結直圧給水を行いたいので協議願います。

記

1. 申請場所

2. 建築物の建設工期 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 建築物及び給水装置の概要

建 物 名 称	
工 事 種 別	新 築 ・ 改 造 （お客さま番号・栓番号： ）
建 物 種 別	専用住宅 店舗 （ 用途： ） 事務所ビル 集合住宅 （ ファミリー 戸、ワンルーム 戸） その他（ ）
分 岐 口 径	配水管口径 φ mm × 給水管口径(予定) φ mm
メーター口径	φ mm （予定）
予定使用水量	1日当たり m ³
給水器具(管)の最大高	配水管が布設されている道路面より m

4. 添付書類 位置図、その他

年 月 日

事前協議申請者

様

奈良県広域水道企業団企業長

(担当)

TEL 内線

3・4階直結直圧給水事前協議回答書（新規・変更）

年 月 日付けをもって事前協議のありました物件につきまして、次のとおりお知らせします。

- ☐ 付近配水管の水圧状況等を調査した結果、当該地は設計水圧目安として 0.2Mpa で設計することができます。
- ☐ 現状の水圧状況等から、3・4階直結直圧給水は不可能です。

設計段階で留意していただく事項

- (1) 配水管工事や事故等によりやむを得ず、計画的あるいは、緊急的に断水、減水し、又は濁水等を伴うことがありますので、十分考慮の上、採用して下さい。
- (2) 給水装置工事の申請時に本書（写し）を添付して下さい。
- (3) 給水装置工事申請が事前協議と異なる内容である場合、再協議となります。
- (4) 給水装置工事の申請時に給水装置工事計画図書（位置図・平面図・立面図）、水理計算書等を添付して下さい。

物件の概要

申 請 場 所	
建 物 名 称	
建 物 種 別	
分 岐 口 径	配水管口径 φ mm × 給水管口径(予定) φ mm
メーター口径	φ mm (予定)
予定使用水量	1日当たり m ³
給水器具(管)の最大高	配水管が布設されている道路面より m

年 月 日

奈良県広域水道企業団企業長 様

申請者（自署又は押印）

住 所

氏 名

連絡先

誓 約 書

私の申請による3・4階建て建築物に対して、直結直圧式給水を受けるに際し、下記事項について誓約します。

記

1. 水道工事や突発的な事故等に伴う一時的な断水及び水压低下の影響を受けやすいことについて十分認識し、万一支障が生じた場合においても、企業団に異議を申し立てしません。また、そのことを使用者等に周知します。
2. 給水装置は、日頃より点検し最良な管理に努めます。
逆流防止及びメーター装置の維持管理のため、水道メーターの2次側直近に設置するバルブ、逆止弁の不良等が生じた場合、企業団に報告し、速やかに取替等の対処をします。
3. 当該建築物の用途変更等、給水条件に著しい変更が生じたときは、企業団と協議します。
4. 建築物の譲渡又は賃借を行うときは、速やかに届け出るとともに「3・4階直結直圧給水に関する取扱要綱」に定めた事項について、譲渡人又は借受人に通知し、その内容を継承します。

水道直結式スプリンクラー設備の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道直結式スプリンクラー設備の設計及び工事並びに維持管理等について、消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）及び奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年2月条例第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備 給水装置に直結して設置されたスプリンクラー設備をいう。
- (2) 所管消防署 水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする場所を所管する本市の消防署をいう。
- (3) 消防設備士 消防法第17条の6第2項に規定する消防設備士をいう。
- (4) 乾式スプリンクラー設備 作動時以外は通水されない構造の水道直結式スプリンクラー設備をいう。
- (5) 湿式スプリンクラー設備 常時通水常態となる構造の水道直結式スプリンクラー設備をいう。

(事前協議)

第3条 水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者は、あらかじめ所管消防署及び奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）と協議を行うものとする。

(設計)

第4条 配水管又は給水本管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分についての水理計算等は、消防設備士が行うものとし、メーター口径については上下水道局と協議の上、決定するものとする。この場合、スプリンクラー設備とそれ以外の設備の同時使用は、考慮しなくても良いものとする。

- 2 水道直結式スプリンクラー設備を設置する給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧及び水量が得られるものであること。ただし、配水管に影響を与える過大な水量を必要とする場合は、受水槽方式とすること。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備が、水道メーターの下流側に設置されていること。
- 4 乾式スプリンクラー設備を設置する場合は、当該設備の上流側の配管の分岐部に止水栓及び逆止弁を設置し、電動弁等により排水できる構造であるとともに、外部からの害虫等の進入を防ぐ措置が施されていること。
- 5 湿式スプリンクラー設備を設置する場合は、停滞水の防止措置、逆流防止措置及び凍結防止措置が施されていること。

(施工)

第5条 水道直結式スプリンクラー設備の工事は、消防設備士の指導により、奈良県広域水道企業団指定給水装置工事業業者が施工するものとする。この場合において、必要に応じて所管消防署及び企業団局と協議を行うものとする。

(維持管理)

第6条 水道直結式スプリンクラー設備の所有者は、給水管及び配水管の水質及び水圧等に影響を及ぼさ

ないよう、適正な維持管理を行うものとする。

- 2 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を、見やすいところに表示し周知するものとする。

(水質管理区分)

第7条 消火用受水槽式スプリンクラー設備を受水槽式で使用する場合は、設置者の管理範囲とする。

(了知事項)

第8条 水道直結式スプリンクラー設備の所有者は、次の各号について奈良県広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）に誓約書（様式）を提出するものとする。

- (1) 断水、配水管の水圧の低下、火災時の作動不良、その他水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されないことにより、人及び財産に被害が生じることがあっても、管理者はその責めを負わないものとする。
- (2) 借家人その他利害関係人に対し、前項の条件を了知させるものとする。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、前2号の事項について、譲渡人に熟知させるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、水道直結式スプリンクラー設備の設置等について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

※平成19年12月21日付健水発第1221002号の「消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について」参照

誓 約 書

年 月 日

奈良県広域水道企業団企業長 様

申請者（自署又は押印）

住所

氏名

スプリンクラー設備を設置するに当たり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 断水、配水管の水圧の低下、火災時の作動不良、その他スプリンクラー設備の性能が十分発揮されないこと又は、火災時以外の作動により、人及び財産に被害が生じることがあっても、奈良県広域水道企業団企業長に責任を求めません。
- 2 スプリンクラー設備が設置された家屋及び部屋を賃貸する場合は、借家人その他利害関係人に対し、前項の条件が付帯していることを了承させます。
- 3 消火用貯水槽式スプリンクラー設備による貯水槽は消火用のみに使用し、直圧直結給水管とのクロスコネクションは行いません。
- 4 スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、前3項の事項について、譲渡人に了承させ書面等で引継ぎを致します。

緊 急 時 連 絡 先

年 月 日

* 水道直結式スプリンクラー設備の所有者及び管理者

住 所	
氏 名	
電話番号	

注1 水道直結式スプリンクラー設備の所有者及び管理者が変更になったときは、速やかに企業団に報告して下さい。

*水道局記入欄

受付番号	戸 番 図	水 栓 番 号	引込口径
—	—	— — —	φ mm

私設消火栓の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年2月条例第35号。以下「条例」という。）第3条に係る私設消火栓（以下「消火栓」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 消火栓 配水管に直結した消防用または消防演習用に供される自家用消火装置をいう。
- (2) 設置者 消火栓を設置する者をいう。
- (3) 施設責任者 設置者が消火栓の管理等を委任する者をいう。

(消火栓の設置基準)

第3条 消火栓の接続が可能な給水管及び配水管の口径については、別表第1のとおり定めるものとする。

- 2 消火栓は半径120mの範囲に2箇所以上設置してはならない。ただし、奈良県広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）が必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 消火栓は、屋外格納箱の中に設置し、「私設消火栓」と明記しなければならない。

(消火栓の管理)

第4条 消火栓及び接続給水管（道路舗装部含む）の管理上の責任については施設責任者によるものとする。

(協定の締結)

第5条 消火栓の設置者は、企業長と施設の管理等に関し必要な事項について、協定を締結しなければならない。

(消火栓の使用)

第6条 消火栓は消防又は消防の演習のほか使用してはならない。

(届出)

第7条 消火栓を設置しようとするものは、私設消火栓設置届（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 消火栓を廃止しようとするものは、私設消火栓廃止届（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。
- 3 消火栓の施設責任者を変更するときは、施設責任者変更届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。
- 4 消火栓を使用する場合は、私設消火栓使用届（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

(濁水及び給水不良)

第8条 消火栓の使用により生じた濁水及び給水不良等の事由については、原因者で対処するものとする。

(費用及び使用時間)

第9条 消火栓の設置及び維持管理等にかかる費用については、設置者が負担するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

消火栓口径	給水管口径	配水管口径
40mm	50mm	75mm 以上
50mm	50mm	100mm 以上
65mm	75mm	150mm 以上

私設消火栓設置届

年 月 日

（届出先）

奈良県広域水道企業団企業長 様

届出者（自署又は押印）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

次により、私設消火栓を設置したいので、届け出ます。

1. 私設消火栓の設置場所（位置図を添付）

市・町・村 町 番地

2. 設置理由

3. 私設消火栓の口径

いずれかに○をつけてください。

・ φ40mm ・ φ50mm ・ φ65mm

4. 施設責任者（自署）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

私 設 消 火 栓 廃 止 届

年 月 日

（届出先）

奈良県広域水道企業団企業長 様

届出者（自署又は押印）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

次により、私設消火栓を廃止したいので、届け出ます。

1. 私設消火栓の設置場所（位置図を添付）

市・町・村

町

番地

2. 廃止理由

3. 施設責任者（自署）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

様式第3号（第7条関係）

施設責任者変更届

年 月 日

（届出先）

奈良県広域水道企業団企業長 様

届出者（自署又は押印）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

次により、施設責任者を変更したいので、届け出ます。

1. 私設消火栓の設置場所（位置図を添付）

市・町・村 町 番地

2. 施設責任者変更前

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

施設責任者変更後（自署）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

3. 変更年月日

年 月 日

様式第4号（第7条関係）

私設消火栓使用届

年 月 日

（届出先）

奈良県広域水道企業団企業長 様

届出者（自署又は押印）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

次により、私設消火栓の使用について届け出ます。

1. 私設消火栓の設置場所（位置図を添付）

市・町・村 町 番地

2. 消火使用の口径

いずれかに○をつけてください。

・ $\phi 40\text{mm}$ ・ $\phi 50\text{mm}$ ・ $\phi 65\text{mm}$

3. 使用日時

年 月 日 （ ） 時 分から 時 分まで

4. 使用目的

いずれかに○をつけてください。

- ・ 消防の演習のため。
- ・ 消防用のため。

使用場所

（ 市・町・村 町 番地 宅付近）

私設消火栓の設置及び管理等に関する協定書

奈良県広域水道企業団企業長（以下「甲」という。）と設置者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲及び乙が私設消火栓の設置及び管理するにあたり、以下のとおり協定書（以下「本協定書」という。）を締結するものとする。

（目的）

第1条 本協定書においては、私設消火栓の設置及び管理等に関する基本的な事項を定める。

（定義）

第2条 私設消火栓とは、配水管に直結した消防用または消防演習用に供される自家用消火装置をいう。

（私設消火栓の管理）

第3条 私設消火栓及び接続給水管（道路舗装部含む）の管理上の責任については乙に帰するものとする。

（消火栓の使用）

第4条 乙は、消防又は消防の演習のほか私設消火栓を使用してはならない。

（届出）

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に届け出なければならない。

- (1) 私設消火栓を設置する場合。
- (2) 私設消火栓を廃止する場合。
- (3) 私設消火栓の施設責任者を変更する場合。
- (4) 消火栓を使用する場合。

（濁水及び給水不良）

第6条 乙は私設消火栓の使用により生じた濁水及び給水不良等の事由について乙が対処するものとする。

（費用及び使用時間）

第7条 私設消火栓の設置及び維持管理等にかかる費用については乙が負担するものとする。

（本協定書の有効期間）

第8条 本協定書の有効期間は、本協定書の締結日から1年間とする。ただし、甲又は乙から解除の申出が無い限り、本協定書は自動的に更新されるものとする。

2 甲又は乙は、本協定書を終了しようとする場合、本契約期間満了の2ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協議解決）

第9条 本協定書に定められていない事項及び本協定書の条項の解釈につき疑義又は紛争などが生じた場合、甲乙両者は誠意を持って協議解決するものとする。

（裁判管轄）

第10条 本協定書に関する訴えは、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 奈良県 市〇〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇〇〇〇〇

代表 〇 〇 〇 〇